

コロケーションサービス利用規約

ソフトバンクテレコム株式会社

2010年2月1日 施行

第1章 総 則

第1条（利用規約の適用）

当社は、このコロケーションサービス利用規約（以下、「利用規約」という）および関連する法令、当社が定める諸規則に従って、契約者にコロケーションサービスを提供します。

第2条（利用規約の変更）

当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合、提供条件等は変更後の利用規約が適用されます。

第3条（コロケーションサービスの種類等）

1. コロケーションサービスの基本サービスには、次の種類があります。

| 種 類 | 内 容 |
|----------|--|
| レンタルラック | 契約者が当社データセンター（以下、「データセンター」という）内で利用しようとする電気通信設備等（以下、「端末設備等」という）を設置するために、当社が設置したラックと付帯する電源設備の利用を供するものをいう |
| レンタルスペース | 契約者がデータセンター内で利用しようとする端末設備等およびそれを収容するためのラックを設置するために、スペースと付帯する電源設備の利用を供するものをいう |

2. コロケーションサービスのオプションには、次の種類があります。

| 種 類 | 内 容 |
|-----------------|---|
| レンタルラック 電源追加 | レンタルラックの契約者を対象とし、当社が定める仕様に従って電源設備をさらに追加して利用を供するものをいう |
| オプションラック | レンタルスペースの契約者を対象とし、契約者に割当てられたスペース内に当社が定める仕様に従って当社にて設置したラックの利用を供するものをいう |
| 構内ケーブル接続 | レンタルラックまたはレンタルスペースの契約者を対象とし、契約者に割当てられたラック、スペース間および当社が別に定めるサービス間において、それら相互接続用に当社が定める仕様に従って用意するケーブルの利用を供するものをいう |
| 運用代行 | レンタルラックまたはレンタルスペースの契約者を対象とし、契約者に割当てられたラックまたはスペースに設置した端末設備等の運用を別途、当社と契約者の合意の上定める運用手順書（以下、「運用手順書」という）に基づき代行するものをいう（ただし、北九州e-PORTセンター、北九州e-PORT第二センター、大分センターを除く） |
| レンタルロッカー | レンタルロッカーはレンタルラックまたはレンタルスペースの契約者を対象とし、契約者の所有物を保管するために、当社が定める仕様に従い、当社が設置したロッカーを供するものをいう（ただし札幌データセンター、東京第三データセンター、北九州e-PORTセンター、北九州e-PORT第二センター、大分センターを除く） |

3. 前2項に規定するサービスの詳細は別途定めるサービス説明書（以下、「サービス説明書」という）に定めるものとします

4. この利用規約に記載されていないものの提供、またはこの利用規約の定めと異なる条件での提供について、当社と契約者との間で個別に合意された場合、その合意条件に基づいてサービスを提供するものとします。なお、その場合においても、その合意条件に相反しない範囲でこの利用規約の内容を適用するものとします。

第2章 利用契約

第4条（利用申込）

契約者がコロケーションサービスの申込みをするときは、この利用規約に基づき当社が定めるコロケーションサービス利用契約申込書（以下、「申込書」という）に必要な事項を記載して当社に提出するものとします。

第5条（利用申込の承諾）

1. コロケーションサービスの利用契約（以下、「コロケーションサービス利用契約」という）は、この利用規約に基づき申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立します。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条に基づき提出される利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者が、コロケーションサービス、当社電気通信サービスの料金または工事に関する費用、割増金または遅延損害金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 当社の業務の遂行上または技術上困難があると当社が認めたとき。

第6条（データセンター施設の利用等）

1. 契約者は、契約者の費用と責任において、利用申込に基づき当社が割り当てたデータセンター施設内のラック又はスペースに端末設備等を設置することができるものとします。データセンター施設を利用するにあたっては、当社が別途定めるデータセンターご利用の手引き、またはデータセンター設備利用規約の各項を遵守するものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者と協議の上で、利用申込に基づき契約者に割り当てたデータセンター施設内のラックの位置またはスペースを変更することができるものとします。
 - (1) 契約者による追加申込又は一部解約に伴い、分散した同一契約者の割り当てスペースを統廃合する場合
 - (2) 施設の効率的な運用、セキュリティの向上、またはその他の事情により、変更が必要な場合
3. 契約者は、第3条（コロケーションサービスの種類等）に定める各種サービスについて、サービス説明書および運用手順書に基づき利用するものとします。
4. 契約者は、前2項を実施するにあたり、契約者の端末設備等の瑕疵もしくはその他の事由により当社または第三者に損害を与えたときは、契約者の責任において生じた損害を補償するものとします。

第7条（最低利用期間）

1. コロケーションサービス利用契約の最低利用期間はサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
2. 契約者は、前項に定める最低利用期間内にコロケーションサービス利用契約を解約し、または解除された場合、当社が定める期日までに、残余期間の利用料に相当する額を支払うものとします。ただし、第11条第1項に基づく解除の場合は本項は適用しないものとします。

第8条（コロケーションサービスの種類の変更等）

1. 契約者は、契約者が利用するコロケーションサービスの追加、変更を請求することができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第4条（利用申込）、第5条（利用申込の承諾）および第7条（最低利用期間）の規定に準じて取り扱います。
3. 第1項に基づく追加、変更があった場合、追加または変更をしたコロケーションサービスについては、追加または変更をした日を起算日として第22条（契約期間）を準用するものとします。

第9条（契約者の地位の承継）

1. 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類（商業登記簿謄本等）を添えて当社に通知していただきます。
2. 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 前項の規定による通知があるまでの間、当社はその地位を承継した者のうち1名を代表者として取り扱います。

第10条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、その氏名（商号）もしくは住所（所在地）の変更または料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を原則として事前に、止むを得ない場合は変更後速やかに書面により当社に通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、当社はその通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

第3章 利用契約の解除等

第11条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、コロケーションサービス利用契約の解除を希望する日の6箇月前までに書面で契約者に通知することにより、契約者に対して何ら補償をすることなくコロケーションサービス利用契約を解除することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知した上でコロケーションサービス利用契約を解除することがあります。
 - (1) コロケーションサービスの初期費用、利用料等、割増金または延滞利息について、支払期日を経過してもなお支払いがないとき
 - (2) 契約者の経営状態が著しく悪化し、継続して営業を行うことが不可能と認められるとき
 - (3) 第6条（データセンター施設の利用等）にて契約者が遵守することと定める各項を遵守しなかったとき
 - (4) 第13条（禁止される行為）で定めるいずれかの禁止行為を行ったとき
 - (5) この利用規約の規定に違反したとき
 - (6) 前各号の掲げる事項のほか、当社の業務の遂行または当社のデータセンター設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき
3. 前2項の通知に関して、通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到達すべき時に通知がなされたものとみなします。

第12条（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、利用するコロケーションサービスの全てのサービス、あるいは一部の種類のサービスを解約しようとするときは、解約しようとする日の2箇月前までに申込書によりその旨を当社に通知していただきます。

第13条（禁止される行為）

1. コロケーションサービスの利用において、次の各号の行為を禁止します。但し、次の第1号から第3号の行為については、当社が書面により特別に認めた場合はその限りではありません。

- (1) コロケーションサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡すること
- (2) コロケーションサービスの利用申込により割当てられたデータセンター施設の全部もしくは一部を第三者に使用させること
- (3) 当社以外の通信事業者の電気通信サービス用回線をデータセンター内へ引き込むこと
- (4) 法令に違反する、あるいは違反のおそれのある行為
- (5) 当社もしくは第三者の著作権その他の権利を害する行為
- (6) 当社もしくは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (7) 公序良俗に反する行為
- (8) その他当社が不適切とする行為

2. 契約者が前項で定める禁止事項に該当する行為を行っている当社が判断した場合、契約者の禁止行為に対して当社が負担した費用を契約者に請求することがあります。

第14条（提供の中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、コロケーションサービスの提供を中止できるものとします。

- (1) 当社のデータセンター設備の保守上または工事にやむを得ないとき
- (2) 天災、事変その他の非常事態の発生により、データセンター設備の一部または全部が滅失もしくは破損してサービスの提供が困難になった場合

2. 当社は、前項の規定によりコロケーションサービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 当社は前2項に基づくコロケーションサービスの提供の中止に伴って契約者が被った被害について一切の責任を負わないものとします。

第15条（端末設備等の撤去、原状復旧）

1. コロケーションサービス利用契約の期間満了、第11条または第12条の態様によりコロケーションサービス利用契約が終了する場合、契約者は契約終了時までに端末設備等を一切撤去し、原状に復旧する義務があります。なお、その撤去および原状復旧にかかる費用の全てを契約者が負担するものとします。

2. 契約者が契約終了までに前項の義務を履行しない場合、当社は契約者の端末設備等の一切を撤去、廃棄、換価処分等を行うことができるものとします。また、当社にて契約者の設置設備等の撤去、廃棄、および原状復旧等を行う場合、それらにかかる費用のすべては契約者が負担するものとします。

3. 契約者は、前項に基づき当社が契約者の設置設備等の撤去、廃棄、および原状復旧等を行う場合において、当該設置設備等の中に第三者の所有するものがあるときは、当社が当該第三者に対して当該設置設備等の撤去を要請することをあらかじめ承諾するものとします。

4. 第2項に基づき当社が設置設備等の撤去、廃棄、および原状復旧を行う場合において、前項の通知を行わないこと、またはその他の理由により設置設備等に含まれる第三者の所有物を滅失または毀損した場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4章 料金等

第16条（初期費用、利用料等）

コロケーションサービスの初期費用、利用料等は、申込書に定めるとおりとします。

第17条（初期費用、利用料等の支払義務）

1. 契約者は、コロケーションサービスの利用申込または作業の実施を当社に請求し、当社からその承諾を受けたときは、申込書に規定する初期費用および工事費用の額に消費税相当額を加算した額の支払いを要します。

2. 契約者は、当社がコロケーションサービス利用契約に基づくコロケーションサービスの提供を開始した日から起算して契約が終了する日までの期間について、申込書に規定されている利用料等の額に消費税相当額を加算した額の支払いを要します。

3. 利用を開始する月もしくは契約を終了する月において、利用日数が1箇月に満たないときは、利用料をサービス説明書に基づき支払うものとします。

4. 契約者は前3項に定める他、契約者が第4条で定める電源設備の仕様の制限を超えて3箇月連続で電力設備を使用した場合は、その3箇月目より超過した消費電力に応じて、当社が別途定める追加料金に消費税相当額を加算した額の支払いを要します。

5. 契約者は、前4項に定める初期費用、利用料等に消費税相当額を加算した額について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等に支払うものとします。

第18条（割増金）

契約者は、前条に定める初期費用、利用料、追加料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

第19条（延滞利息）

契約者は、前2条に定める初期費用、利用料等、割増金及び追加料金について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの期間について、年率14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

第5章 損害賠償

第20条（責任の制限）

当社は、コロケーションサービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、その状態が連続した時間に相当する当該コロケーションサービスの利用料を上限として損害賠償に応じるものとします。

第21条（免責）

1. 当社は、コロケーションサービスの提供をしなかったことにより契約者が被った損害については、前条（責任の制限）で定める損害賠償の範囲の他は、原因如何を問わず一切責任を負わないものとします。
2. コロケーションサービスの使用により、契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、契約者の責任において当該損害を補償する等により当事者間において問題を解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第6章 契約期間

第22条（契約期間）

コロケーションサービス利用契約の有効期間は、コロケーションサービスの提供を開始した日から起算して1年間有効とします。ただし、契約期間満了日の2箇月前までに当社または契約者から相手方に対して契約を更新しない旨の書面による通知をしなかった場合は、契約満了日の翌日から1年間、同一の条件で契約を更新するものとし、以後の取扱いも同様とします。

第7章 雑 則

第23条（機密保持）

当社および契約者は、コロケーションサービス利用契約の契約期間中または終了後にあっても、コロケーションサービス利用契約の履行に際し知り得た相手方の業務上の機密（通信の秘密を含みます）を含む一切の情報を、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第24条（個人情報の利用）

1. 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、お客様に係る情報（申込時またはサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
 - (1) お客様からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内または情報の提供等のお客様に対する取扱い業務
 - (2) 課金計算に係る業務
 - (3) 料金請求に係る業務
 - (4) 市場調査及びその分析
 - (5) 当社または他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
 - (6) 電気通信サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、または同業務の遂行のため、当該協定事業者に対しお客様に係る個人情報を提供すること
 - (7) 情報通信業界の発展及びお客様のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
 - (8) 当社の電気通信サービスについての工事、保守または障害対応等の取扱い業務
2. 前項に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、お客様に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において利用することとします。
 - (1) 前項の第1号から第5号及び第7号（第1号については、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。）に規定する業務等
 - (2) 当社と共同利用者に係るサービス（割引サービス及び合算請求等）の提供
3. 前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該お客様に係る情報について責任を有するものとします。
4. お客様は、前3項に定めるところにより当社がお客様に係る情報を利用することに同意していただきます。
5. 当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

第25条（入館者情報の取り扱い）

1. 契約者が正当な理由に基づき、当社が保有するデータセンターの入館者に関する情報（以下、「入館者情報」という）の開示を要求し、かつ、当社が入館者情報の開示を必要と認めた場合、当社は契約者に対して、必要かつ可能な範囲内で入館者情報を開示します。
2. 契約者は、前項の規定に基づき開示された入館者情報を、データセンターの入退室管理およびそれに付帯する事務の目的においてのみ利用することができ、利用の目的を達した場合は直ちに入館者情報を廃棄するものとします。また、当社の書面による承諾を得ることなく入館者情報を第三者に開示することはできないものとします。

第26条（協議事項）

この利用規約に定めのない事項またはコロケーションサービス利用契約の履行に疑義生じた場合は、契約者と当社の双方で協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

第27条（合意管轄）

コロケーションサービスの提供、この利用規約、コロケーションサービス利用契約に関連して当事者間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第28条（準拠法）

本利用規約の有効性、解釈及び履行については日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第8章 附 則

第29条（実施期日）

この利用規約は平成22年2月1日より適用とします。

（以下、余白）